

総合支援資金特例貸付（延長貸付）申込書

受付社協名： _____ 郵送受付

受付番号

受付日	市町村社協	令和	年	月	日
	岡山県社協	令和	年	月	日

貸付コード

フリガナ			生年	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
氏名			月日	年 月 日
フリガナ	〒			
住所				
電話番号	固定	携帯		
総合支援資金特例貸付 既に貸付決定している貸付期間／月		_____か月 / 令和_____年_____月 ~ _____月		
延長の 借入理由	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で <input type="checkbox"/> 収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている。 <input type="checkbox"/> 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている。			
在住市町村の 自立相談支援機関	機関名： _____			

岡山県社会福祉協議会 会長 殿

- 私は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっており、そのため上記の通り総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。
- 貸付け後は、早期自立に努めます。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当制情報の提供を求めることに同意します。
- [暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

令和_____年_____月_____日 借入申込者 _____ (印)

総合支援資金特例貸付 借用書(延長貸付)

借用金額 (借入総額)	万円	※借用金額は、借入月額と借入期間を乗じた額(借入総額)になります。	
借入月額	万円	借入期間	か月
※岡山県社協記入欄	令和__年__月から令和__年__月まで		

総合支援資金特例貸付(延長貸付)の貸付金として、上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および初回貸付時に署名した重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和__年__月__日 ※岡山県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住所	
氏名	印
生年月日	大正__年__月__日生 昭和__年__月__日生 平成__年__月__日生

[借入要項]

- 貸付金の受領方法、延滞利子の取扱は、初回貸付と同様。
- 据置期間と償還期間については、初回貸付において決められた期間に基づく。

【留意事項】

- 上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- 繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年度	資金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
具体的には、下記の図をご覧ください。

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる
課税要件

償還前年度又は
償還初年度が
非課税

償還2年度目が
非課税

償還3年度目が
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。